

生涯研修認定の目的は「資格」ではなく「自己研鑽の証（あかし）」

内山 充

我々が薬剤師への道を選んだ目的は、薬剤師の免許を取ることではなく、薬剤師の仕事を通して人々のために役立つ働きをすることである筈です。そのためには、大学で得た適切な基盤の上に、免許取得後の生涯にわたる継続的な自己研鑽により、時代の進歩と要請に応え、社会に必要な薬剤師としての能力と適性を積み重ねて行く努力が必要です。本コラムではこれまでに、生涯研修の心構えや方法につき紹介して来ましたが、今回は、このような努力や意欲を証明するための各種の「認定」の意味づけについて考えてみます。

生涯研修は大学教育と比べてはるかに長い期間を費やすものであり、影響も大きいことから、生涯研修を考え、計画し、実施、あるいは参加するに当たっては、受講者側も実施機関側も、漠然とした理解や、形式的な制度設定や、単なる普及促進をするのではなく、生涯研修とその認定の、全体を貫く基本的な考え方や目的を、体系付けてはっきりと認識している必要があります。

論ずべき基本課題はいくつもありますが、最も大切なものは「目的」です。冒頭に記したように生涯研修の目的は、「社会的ニーズに応えられる薬剤師になること」であり、受講者自身の考えに基づいて、研修プログラムの選択が行なわれるのが原則です。したがって、時代とともに、あるいは受講者の業務環境や社会一般の意識変化に伴い、受講者の学習の分野、課題あるいは焦点が変化することも当然です。そして、そのような自己研鑽の意欲的継続の証明として「生涯研修認定」が行なわれます。

ところで、これと全く異なる目的と意味を持つのが「専門性の認定」です。ある特定の分野・領域での、決められた範囲と水準を目指した研修や実務経験に基づき、その分野での責任を持てる業務能力を証明するのが「専門性の認定」の目的です。

したがって、両者について知識範囲や優劣などを比較は出来ません。いわば「意欲」と「技能」ともいえるそれぞれ別の事柄を証明することになるからです。「技能」は人により種類も必要性も異なりますが、「意欲」は薬剤師全員に必要です。したがって、薬剤師は業務分野に関わらず、「生涯研修認定」の取得は必須であり、いわば「免許を持つ身の義務」ともいうべきものです。しかし決して、ある「資格」を示すものではありません。一方「専門性の認定」は、自分が責任もって果たせる業務領域を、患者あるいは医療チームに公表して、利用してもらうための「指標」の役目を果たすものです。

しかしいずれの認定も、信頼するに足る機関から発給された、質の高いもので無ければ、たちまち社会的信頼を失うこととなるということを、決して忘れてはなりません。現在、当認証機構による客観的評価によって認証された生涯研修の認定制度は、全国で9つありますが、近い将来は、広く生涯研修認定制度が普及し、全国的な信頼される生涯研修の提供ネットワークが出来上がることを念じております。

(2008.7.23)

[認証を受けた生涯研修実施機関のリスト](#) クリック